

新潟県における第12次労働災害防止推進計画のポイント (平成25年度～平成29年度) 新潟労働局

この計画は、国が定める「第12次労働災害防止計画」の目標を達成するために、新潟労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

現状と課題

労働災害の状況（平成24年）

- ・ 死傷者数（休業4日以上）は2,597人（平成23年と比較し、わずか2名減少に止まる）
- ・ 死亡者数は20人（過去最少） このうち13件が建設業で発生
- ・ 労働災害は長期的には減少しているものの、平成22年から増加傾向。第三次産業の割合が増加。（特に社会福祉施設の労働災害は、過去10年で2.2倍に増加）

労働者の健康をめぐる状況による課題

- ・ メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛予防対策、熱中症対策に加えて、受動喫煙防止対策、じん肺予防対策、定期健康診断における有所見率の改善対策が必要

【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
製造業	921 (32.9)%	706 (27.2)%	-23.3%
建設業	689 (24.6)%	523 (20.1)%	-24.1%
第三次産業	813 (29.1)%	1027 (39.5)%	+26.3%
小売業	252	307	+21.8%
社会福祉施設	59	132	+123.7%
飲食店	64	53	-17.2%
陸上貨物運送業	215 (7.7)%	216 (8.3)%	+0.5%
全種合計	2,797	2,597	-7.2%

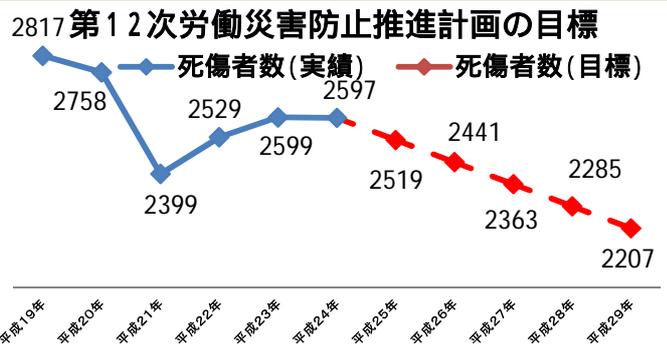
（出典：労働者死傷病報告（ ）は構成比）

計画の重点目標

平成29年までに、平成24年比で

死傷者数：15%以上減少

死亡者数：15%以上減少



ポイント

労働災害全体の減少目標に加えて、重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害を減少させるための重点業種対策等と数値目標

- ・ 小売業：20%以上減少
- ・ 社会福祉施設：10%以上減少
- ・ 飲食店：20%以上減少
- ・ 陸上貨物運送業：10%以上減少
- ・ 降積雪期における雪による死傷者数：20%以上減少

ポイント

死亡災害に対し重点を絞った取り組みを実施

重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策と数値目標

- ・ 建設業では、「労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の徹底」に焦点を当てて取り組む。数値目標：死亡者：5人以下
- ・ 製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点とするほか、リスクアセスメントの普及促進に取り組む。数値目標：死亡者0人

ポイント

健康確保・職業性疾病対策について数値目標を設定

重点疾病ごとの数値目標

- ・ メンタルヘルス対策取り組み率80%以上
- ・ 化学物質の危険有害性表示と安全データシート（SDS）交付を行う製造業者：80%以上
- ・ 社会福祉施設における腰痛（休業4日以上）：10%以上減少
- ・ 熱中症：20%以上減少
- ・ 職場で受動喫煙を受けている労働者の割合：15%以下

新潟県における第12次労働災害防止推進計画の概要

計画期間：平成25年度～平成29年度（5か年）

計画のねらい

長期的な労働災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、国が定める第12次労働災害防止計画の目標を達成するため、新潟労働局が取り組むべき課題と方針および具体的目標を定める労働災害防止団体、関係労使団体、業界団体等と緊密な連携の下、行政資源を重点的・効果的に投入し、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現という目標に向かって総合的に推進する

計画の重点目標

平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる（平成24年比）

平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少させる

（平成24年比）

15の重点施策

【労働災害防止対策】

- （1）労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策
 - ア 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策
 - イ 陸上貨物運送事業対策
- （2）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策
 - ア 建設業対策
 - イ 製造業対策
- （3）降積雪期における労働災害防止対策

【健康確保・職業性疾病対策】

- （4）メンタルヘルス対策
- （5）過重労働対策
- （6）化学物質による健康障害防止対策
- （7）腰痛・熱中症予防対策
- （8）受動喫煙防止対策
- （9）粉じん障害防止対策
- （10）定期健康診断における有所見率の改善対策

【その他】

- （11）リスクアセスメントの普及促進
- （12）高年齢労働者対策
- （13）非正規労働者対策
- （14）経営トップの意識改革と労働者の危険感受性の向上
- （15）行政と労働災害防止団体、労使団体、業界団体等との連携・協働

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）

【目標】
小売業・飲食店については死傷者数を20%以上減少
社会福祉施設については死傷者数を10%以上減少

安全衛生教育の徹底と安全衛生管理体制の整備
4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）実施の促進による転倒災害等の防止
KY活動、リスクアセスメントの実施による商品倉庫等での労働災害防止
介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進
飲食店における切れ・こすれ災害の防止対策を推進

陸上貨物運送業対策

【目標】
死傷者数を10%以上減少

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及
トラック運転者に対する安全衛生教育の強化と荷役作業手順書の作成支援
荷主による取り組み（荷主と運送業者との役割分担の明確化など）を強化

製造業対策（特に食料品製造業）

【目標】
死亡者数を0人

機械危険情報を活用した事業場におけるリスクアセスメントの実施
機械設備の本質安全化によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

建設業対策

【目標】
死亡者数を5人以下

足場、屋根、はしご等からの墜落・転倒災害防止対策を推進
発注機関に対し、安全衛生に配慮した工期の設定、安全衛生を確保するための必要な経費積算等について広く要請
新規参入者（他業種から建設業への新規就業者）教育及び新規入場者教育の確実な実施
解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】
対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進
ストレスへの気づきと対応を促進
取組方法が分からない事業場を支援（メンタルヘルス対策支援事業を活用）
職場復帰対策を推進（メンタルヘルス対策支援事業を活用）

過重労働対策

健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
休日・休暇の付与・取得を促進
時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進

化学物質対策

【目標】
化学物質製造者で、GHS分類による危険有害性表示と安全データシート交付割合を80%以上

特定化学物質障害予防規則等で定められた措置を徹底
危険有害性情報の入手による自主的取組を促進
危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を促進

腰痛予防対策

【目標】
社会福祉施設における腰痛による休業4日以上を負傷者数を10%以上減少

介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育を強化
介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及
介護機器の導入による腰痛予防対策の普及、腰痛の健康診断の普及・徹底

熱中症予防対策

【目標】
5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

建設業、製造業、陸上貨物運送事業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に対策を推進

受動喫煙防止対策

【目標】
職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下

受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
事業者に対する効果的な支援を実施（助成金の活用等）
職場での全面禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

粉じん障害防止対策

アーク溶接作業、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、ずい道等の建設工事での粉じん障害防止対策を推進
電動ファン付き呼吸用保護具の着用を促進

定期健康診断における有所見率の改善対策

有所見者に対する保健指導・健康教育に努めるよう事業場に周知啓発
労働者数50人未満の小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用勧奨

その他の対策

リスクアセスメントの普及促進対策

中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
建設業の元方事業者と関係請負人による役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
化学物質に関する労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

高年齢労働者対策

職場の残留リスク低減、身体機能低下防止の運動の促進など、身体機能の低下に伴う労働災害の防止
労働者自身による健康管理の徹底、作業開始前の健康状態のチェックと適切な作業配置
産業医、地域産業保健センター等を通じた周知徹底

非正規労働者対策

雇入れ時教育、健康診断や労働災害発生状況を踏まえた必要な対策
多様な就業形態の労働現場における労働災害防止責任の明確化

経営トップの意識改革と労働者の危険感受性の向上対策

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
KY活動、リスクアセスメントを通じた労働者の危険感受性の高揚

行政、労働災害防止団体、労使団体、業界団体等の連携による労働災害防止対策

行政、労働災害防止団体、労使団体、業界団体等の連携による第12次労働災害防止推進計画の進展
労働災害関連情報の提供などによる労働災害防止団体の活動の活性化
第三次産業関連団体との協調による安全衛生対策の推進と安全衛生労使専門家会議の活用促進